# 4月13日以降の課外活動(体育会)の取り扱いについて(4月12日更新) — 概要版<sup>※</sup>—

大阪府を中心とする新型コロナウイルス感染症の急速な拡大を受けた取り扱いの変更 感染拡大防止には、皆さん一人ひとりの協力が重要です。

### 主な変更点①: 『最大上限人数』

・屋外80名、屋内60名を

# 屋外50名、屋内30名に変更

(※各室の制限については、詳細版を 確認してください。) 主な変更点②: 『学外交流』

学外団体との

練習試合・合同練習の禁止

主な変更点③: 『自主開催行事』

集客を伴う

## 自主開催行事の禁止

(※「3月1日以降の取り扱い」で、認めていた関係者の参加も認めません。)

### 特に注意すべき点

- ・少しでも体調に異変(発熱・咳・倦怠感・鼻水・咽頭痛・体調不良者)がある場合には、活動の参加を見合わせること
- ・活動中のみならず、キャンパス内の移動及び公共交通機関利用の際も**マスクを着用**すること
- 室内の換気を徹底すること
- ・活動時は、対人距離(少なくとも1m、可能であれば2m)を確保し、3密回避に努めること
- ・人数の多寡及び酒類の提供の有無にかかわらず**学内者・学外者との食事会や懇親会に参加しない**こと
- ・学内外を問わず、活動を行う際は、**必ず活動前までに事業届**を提出すること
- ※本概要版は、重要なポイントのみ掲載しています。必ず詳細版も確認の上、活動の計画を行ってください。
  不明点があれば、所管窓口へお問合せください。

スポーツ振興グループ

課外活動(体育会)に参加される学生の皆様へ

スポーツ振興グループ

4月13日(火)以降の課外活動(体育会)の取り扱いについて【活動段階Ⅱ】(4月12日更新)

現在、本学を含め大阪府を中心に新型コロナウイルス感染症が急速に拡大しています。このような状況に鑑み、4月13日(火)以降の課外活動の取り扱いについては、現行の課外活動の取り扱いに更なる制限を設けることとします。

活動時間については、1人あたり1日4時間以内とし、屋外 50 名、屋内 30 名を最大上限人数とします。なお、<u>学外団体との練習試合や合同練習、宿泊を伴う活動及び集客を伴う行事については認めません。</u>基本的な感染症対策を講じることはもちろんのこと、特に食事会や懇親会には参加しないようにしてください。

その他不明な点等があれば、個別に対応しますのでスポーツ振興グループに相談するようにしてください。 高槻キャンパス、堺キャンパス、高槻ミューズキャンパスにおける課外活動については、各キャンパス独自 の取り扱いを設けていますので、各キャンパスの体育施設を使用する場合は、所管窓口に問い合わせてください

なお、今後の感染状況に応じて、課外活動全体を禁止とする措置を取らざるを得ない可能性もあることを念 頭に置いて、活動してください。

記

#### 【活動段階Ⅰ~Ⅲにおける活動の目安】



- ※活動段階ごとの具体的な取り扱い、段階を移行するタイミングについては、対策本部会議と協議の上、適宜判断する。
- ※その他不明な点等があれば、個別に対応しますのでスポーツ振興グループに相談すること。
- ※課外活動に関する今後の対応については、インフォメーションシステム等で最新情報を発信しますので、適宜確認するようにしてください。

#### 1 活動段階Ⅱの取り扱いについて

(1) 対象期間 4月13日(火)~

活動場所	対象施設	活動時間	許可する活動
千里山キャンパス	中央体育館	9:00~20:00	・1クラブ <u><b>30名以内</b></u> で使用す
(屋内施設)	東体育館		ること。
	養心館専用施設	※【日・祝】の中央	・1日1人につき <b>4時間まで</b>
	凱風館専用施設	体育館・東体育館は	使用可。
	千秀館道場	9:00~17:00	・屋内体育施設については、
	100田左司人人的プロ	0 - 00 - 00 - 00	感染症対策を講じた上で、活
	100周年記念会館プール	9:00~20:00	動すること。
千里山キャンパス	中央グラウンド		・ 1 クラブ <u><b>50名以内</b></u> で使用す
(屋外施設)	北広場		ること。
	屋内練習場		・1日1人につき <b>4時間まで</b>
	空中テニスコート	9:00~20:00	使用可。
	ソフトテニス場		・屋外体育施設については、
	KBF		感染症対策を講じた上で、活
			動すること。
千里山キャンパス	部室		・部室は更衣のみとし(マネ
(その他施設)	更衣室 (シャワー室含む)		ージャーによる事務作業除く
	ミーティングルーム		)、更衣室も使用可とする。
			ただし、「マスク着用」「会話
			禁止」「短時間」「換気」を徹
			底のうえ使用すること。
			・ミーティングはオンライン
			で実施し、ミーティングルー
			ムの使用は控えること。

#### 注) 部室のカギの返却について

新凱風館を含めた体育施設の閉館時刻は、<u>月~土曜日(祝日授業日含む)が21:00、日曜・祝日が20:00</u> (日曜・祝日の中央体育館・東体育館を除く)。

活動終了時に必ず施錠し、閉館時刻までに返却するよう厳守すること。

#### 【備考】

- ・<u>学外団体との練習試合や合同練習、宿泊を伴う活動、集客を伴う行事については不可とする。</u>連盟主催の公式戦に伴い宿泊が必要な場合は、別途スポーツ振興グループに相談すること。
- ・接触を伴うまたは大声を出しての活動は、関係団体等が作成している感染症対策拡大予防ガイドラインを 順守のうえ、十分な感染症対策を講じること。
- ・日・祝の活動は、可能な限り指導者が帯同すること。帯同できない場合は、緊急時等、常に連絡をとれる 体制を整えておくこと。
- ・感染者が課外活動をしていた場合、保健所による濃厚接触者特定範囲の調査が完了するまで、当該団体の活動を停止する。ただし、保健所による濃厚接触者特定範囲の調査の段階で明らかに濃厚接触者に該当しない者に限定して、所管保健所と協議の上、活動を認める場合がある。
- ・施設使用上のルール及び下記「2 活動段階Ⅱにおける順守事項について」を順守しない団体があった場合は、当該団体の活動を停止する。

#### 2 活動段階Ⅱにおける順守事項について

- (1) 活動条件
  - ・各都道府県の指示や利用する施設・大学の要請を順守すること。
  - ・部内で感染者又は濃厚接触者が出た場合は、速やかに所管窓口に報告すること。

#### ア 体調管理の徹底

- ・毎日自宅で体温計測を実施すること。
- ・軽度であっても発熱・咳・倦怠感・鼻水・咽頭痛・体調不良者は活動に参加しないこと。
- ・新型コロナウイルス接触確認アプリ (COCOA) を登録すること。

#### イ 衛生管理の徹底

- ・活動中のみならず、キャンパス内の移動及び公共交通機関利用の際もマスクを着用すること。 ただし、マスク着用下での活動は、酸素不足や熱中症のリスクもあるため、屋外での活動で十分な距離が確保される時や、屋内でもマスク着用のため息苦しくなるなどあれば、十分な対人距離を確保した上でマスクを外し呼吸するなど臨機応変な対応を行うこと。
- ・部室、更衣室においてもマスクを着用し会話は控えること。
- ・咳エチケット、手洗い、うがい、アルコール消毒の徹底
- 施設入館時の手指の消毒
- ・備品の貸与については、使用団体で消毒を行うこと。

#### ウ 室内環境の管理 ※キャンパス外施設を利用する場合は、当該施設管理者の定めたルールに従うこと。

- 室内換気の徹底
  - ①換気扇が設置されている施設については、常時換気扇を稼働させておくこと。
  - ②常時、扉・窓を開放させておくこと。

(楽器を演奏する活動の場合に限り、演奏中は扉・窓を閉めることとするが、必ず30分に1回10分間以上の換気を行うこと)

- ・施設使用後、換気を行った上で使用備品及び汗や飛沫が付着した場所の消毒を徹底すること。
- ・活動中に発生したゴミは、人が触れないように必ずビニール袋等で封をして処理をすること。

#### エ その他の留意事項

- ・3密(密閉・密集・密接)回避を徹底すること。
- ・対人距離(少なくとも  $1 \, \text{m以上}$ )を確保すること。また、強度の高い活動においては必然的に呼気が激しくなるため、より一層の身体的距離を確保すること。
- ・ミーティングについては、オンラインで実施すること。
- ・関係団体、連盟、協会等が新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドラインを作成している場合は、 当該ガイドラインにも従い活動すること。
- ・<u>部室及び共用施設で軽食を含む食事等の喫食(お菓子を含む)は厳禁とする。</u>なお、熱中症対策のための水分補給は必要に応じて行うこと。ただし、ボトルの回し飲みは行わないこと。
- ・課外活動前後の食事会については、少人数であっても行わないこと。
- ・<u>人数の多寡及び酒類の提供の有無にかかわらず学内者・学外者との懇親会の場、深夜におよぶ飲食の場</u> 場(自宅・下宿も含む)に参加しないこと。また、夜間の繁華街へ出歩く行動は慎むこと。
- ・新入生の見学会及び体験会については、感染症対策を十分に講じた上で実施すること。
- ・課外活動への参加の強要又は不参加に伴う不利益な取り扱いをしないこと。
- ・新型コロナウイルス感染者が日常的に発生している地域より帰阪した者は活動参加を自粛するなど、 感染拡大防止に努めること。

#### (2) 必要な手続き

事業届の提出

学内外問わず、活動する際は必ず事業届をスポーツ振興グループに提出すること。

以上